

第4回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成20年9月9日（火）14：00～

場 所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、
服部富男議員、中嶋年規議員、奥野英介議員、萩原量吉議員、
今井智広議員、

【概要】

1. 検討すべき課題について各会派で取りまとめた意見を発表した。各委員の発言内容は以下のとおり。

旅費の行程については、費用弁償の条例を準用することとしており、効率的かつ低廉な行程を標準行程としているが、議員の活動経路を標準行程で拘束するのではなく、実体にあわせた行程とするべきである。

政務調査費交付額が適切かどうか検討の余地がある。

食事代への政務調査費の充当については、「どこにいても食事は必要」との考え方もあり、検討を要するのではないか。

調査雑費、宿泊費について定額となっているが、実費が原則ではないかと思われる。

海外政務調査活動には、人数、限度額、使途基準、報告会等一定のルールが必要ではないか。

クレジット払いの場合、引き落としが確認できる預金通帳の写しを提出するようになっているが、領収書も発行されることから取扱いを検討するべきではないか。

1円以上の領収書を添付することにより、「領収書一覧」が複雑になってきているので、書類整理の簡略化を検討すべき。

高速道路通行料について、ETC割引が複雑で増えてきており、定額又は実費の基準に検討が必要である。

人件費については、雇用契約書の写しの義務付けが必要と考える。

按分については、詳細なルールが必要である。

使途基準のルール化について、第三者の意見を聞くべきではないか。

第三者等県民の目線でチェックしてもらえる体制があればよいと思う。

第三者がチェックする体制については、「閲覧」によってなされるものと当初考えていたが、他府県の状況について事務局で把握していることがあれば発言を。

事務局：大阪府ではガイドライン作成時に弁護士の意見を聴取していると聞いている。

2. その他

次回は9月29日月曜日、一般質問終了後に開催されることが決定された。